

公的研究費等の不正使用及び研究の不正行為に関する取扱い細則

一部改正 平成28年11月1日

(目的)

第1条 この細則は、公的研究費等の取扱い及び不正防止に関する規程（以下「規程」という。）の第14条第2項に基づき公的研究費等の不正使用及び研究の特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）や利益相反、不適切なオーサーシップなどを含む不正行為（以下「不正」という。）が生じた場合の取扱い及び不正防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(告発)

第2条 教育職員・事務職員等に不正が存在すると考える者（以下「告発者」という。）は、総合企画課に告発をすることができる。

- 2 告発は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会の方法により、実名で行うものとする。
- 3 匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いとする。
- 4 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 5 不正が行われようとしている、又は不正を求められているという相談や告発については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、被告発者に警告を行う。
- 6 窓口寄せられた相談や告発の相談者、告発者、被告発者、相談・告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 7 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いはしないものとする。

(予備調査)

第3条 学長は、告発があった場合、総合企画課長に予備調査を実施させるものとする。

- 2 総合企画課長は、30日以内に学長に予備調査の報告をしなければならない。
- 3 学長は、予備調査の結果、不正が存在する可能性が高いと判定した場合は、公的研究費等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催するものとする。
- 4 学長は、予備調査の結果、不正が存在しないと判定した場合は、告発者に予備調査の結果を通知する。また予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関・文部科学省等（以下「配分機関」という。）及び告発者の求めがあった場合は、開示するものとする。

(審査委員会の設置)

第4条 学長は、公的研究費等の不正使用等事案及び不正防止に対処するために、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査し、その処理に当たる。
 - (1) 告発のあった事案の調査、審査及び認定に関すること。
 - (2) 内部監査等において不正が判明した事案の調査、審査及び認定に関すること。
 - (3) その他審査委員会が必要と認めたこと。
- 3 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長

- (2) 各部局長
- (3) 事務局長
- (4) 部(館)長

- 4 審査委員会に委員長、副委員長1名を置き、委員会の互選により選出する。
- 5 委員長は、審査委員会を招集しその議長となる。
- 6 審査委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 審査委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。
- 8 その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会で定める。

(本調査の決定)

第5条 審査委員会委員長は、第4条第3項を受け委員会を開催し、本調査の実施を決定し、当該事案に係る調査委員会を設置する。なお、決定後は10日以内に本調査を実施するものとする。

- 2 審査委員会委員長は、告発者及び被告告発者(内部監査等において不正が判明した場合は調査の対象となる者を含む。以下同じ。)並びに被告告発者所属部局長に対し、本調査実施の決定を通知するものとする。
- 3 告発者及び被告告発者は、上記の通知を受けて不服がある場合は、3日以内に申立てをすることができる。

(調査委員会)

第6条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 審査委員会委員長が指名する教育職員 若干名
- (2) 被告告発者が所属する部局の教育職員・事務職員 若干名
- (3) 当該事案の業務に関連する事務職員(法人本部事務局内部監査室長を含む) 若干名
- (4) 本学に属さない外部有識者(弁護士、公認会計士等) 若干名

- 2 調査委員会委員の選考は審査委員会が行う。
- 3 調査委員会に委員長を置き、委員長は第1項第1号の委員から審査委員会委員長が指名する。
- 4 調査委員会委員の任期は、当該事案について審査委員会の審査が終了するまでの期間とする。
- 5 調査委員会委員は、告発者・被告告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 審査委員会委員長は、調査委員会委員名を告発者及び被告告発者に対し、速やかに通知するものとする。
- 7 告発者及び被告告発者は、上記の通知を受けて不服がある場合は、3日以内に申立てをすることができる。

(本調査の実施)

第7条 調査委員会は次に掲げる調査を行う。

- (1) 被告告発者及びその関係者(以下「調査対象者」という。)からの聞き取り調査
 - (2) 関係資料、会計伝票等の閲覧調査
 - (3) その他調査することが合理的と判断される事項
- 2 調査委員会は、前項の調査を可能な限り事前に調査対象者に通知するものとする。
 - 3 調査対象者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
 - 4 調査委員会は、調査に当たって関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合には、調査対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となる資料等を保全する措置を取り、調査対象となっている制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

5 調査委員会委員長は、前項の措置を取る場合には、必要最小限の範囲及び期間にとどめ、事前に審査委員会委員長及び当該部局の長の承認を得なければならない。

6 調査委員会は、第4項により一時閉鎖した場所の調査及び保全された資料等の調査を行う場合には、調査対象者が所属する部局の長が指名する者二人を立ち合わせるものとする。

(調査委員会の判定)

第8条 調査委員会は、本調査の開始から、原則として60日以内に調査結果をまとめ、公的研究費等の不正の有無について判定するものとする。

2 前項の判定において、不正が存在すると判定したときは、公的研究費等の不正使用に関与した者、またその関与の度合いについても判定するものとする。

3 第1項の判定において、不正が存在しないと判定したときは、その告発が悪意に基づくものであるか否かについても判定するものとする。

4 調査委員会は、第1項から第3項までの判定を終了したときは、直ちにすべての調査結果を関係資料を添えて審査委員会に報告するものとする。

(審査委員会の審査及び報告又は通知)

第9条 審査委員会は、前条の報告に基づき審査し、不正の存在の有無について認定する。審査委員会委員長は、その結果を学長に報告するものとする。

2 審査委員会委員長は、前項の結果を次に掲げる者に通知するものとする。

(1) 被告発者

(2) 被告発者以外で不正に関与したと認定された者

(3) 前2号の者が所属する部局の長

(4) 告発者

(不服申立て)

第10条 前条第2項第1号又は告発が悪意に基づくと認定された第4号の者は、調査結果の通知を受理した日から起算して30日以内に審査委員会に対して不服申立てをすることができる。

2 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとし、再調査を行うか否か速やかに決定し審査委員会委員長に報告するものとする。審査委員会委員長はその報告を受け関係者に通知するものとする。また、再調査が行われることになった場合には、7日以内に調査を開始し、その後、10日以内に調査を完了することとする。

(審査結果の通知)

第11条 学長は、前条の不服申立期間が終了した後又は再調査が終了し不正使用が行われたと認定された場合、配分機関に通知を行うものとする。

(処分)

第12条 学長は、不正が行われたと認定された場合、第9条第2項第1号、第2号、第3号について懲戒などの処分を行わなければならない。処分該当者が本学職員の場合は本学服務規程により、又は処分該当者が業者等の場合は別表1(取引停止の措置基準)により処分事項を記載し、理事長宛に申請するものとする。

(守秘義務)

第13条 審査委員会及び調査委員会の委員並びに調査に関係する者(以下「調査関係者」という)は、この細則に基づく調査及び審査により知り得た情報をほかに漏らしてはならない。

(関係者の保護)

第14条 学長は、告発者及び調査関係者が不正告発や情報提供等を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

第15条 学長は、被告発者に不正が存在しないと認定があった場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(配分機関への報告)

第16条 学長は、調査の実施に際して、調査方針・調査対象及び方法について、配分機関に報告協議しなくてはならない。

2 学長は、告発の受付から30日以内に予備調査の報告を配分機関に報告しなくてはならない。

3 学長は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなくてはならない。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

4 学長は、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに配分機関に報告しなくてはならない。

5 学長は、配分機関の求めに応じて、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出しなくてはならない。

6 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関に対して当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなくてはならない。

7 学長は、調査委員会の報告（不正行為の認定等）に対し、告発者及び被告発者から不服申立てがあった場合、並びにそれに伴う再調査が行われることになった場合は、受付及び決定から7日以内に配分機関に報告しなくてはならない。また、その結果についても同様に報告しなくてはならない。

(公表)

第17条 学長は、調査委員会の調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表する。

(1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名

(2) 不正行為の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 調査の方法及び手順等

(5) 調査委員会委員の所属及び氏名

2 公表の方法は、本学Webページにて行うものとする。

3 委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

4 悪意に基づく告発の認定があった場合は、告発者の氏名及び所属を公表するものとする。

(幹事)

第18条 審査委員会及び調査委員会の記録その他の事務は総合企画課が担当する。

附 則

1 この規程は平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日をもって、競争的資金等の不正使用に関する取扱い細則（平成19年4月1日

施行)は廃止する。

附 則

この規程は平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年11月1日から施行する。

別表1 (取引停止の措置基準)

| 措 置 要 件 | 取 引 停 止 期 間 |
|---|---|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の購入等契約に係る手続きにおいて、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> |
| <p>(贈賄)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、イに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> |
| <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 本学との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から3か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> |
| <p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>6 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴された場合。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p> |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不相当であると認</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>められるとき。</p> <p>8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> |
|---|---|